

○上天草市病院企業会計年度任用職員取扱要綱

制定 令和2年3月31日病院事業管理者職務代理者決裁

改正 令和3年10月20日病院事業管理者決裁

改正 令和3年12月28日病院事業管理者決裁

上天草市病院企業会計年度任用職員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上天草市病院企業において勤務するフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間、休暇その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 フルタイム会計年度任用職員とは、勤務時間が1週間当たり38時間45分で定められ任用される者をいう。

2 パートタイム会計年度任用職員とは、勤務時間が1週間当たり30時間で定められ任用される者をいう。

(任用方法)

第3条 会計年度任用職員は、選考により任用する。

(任用手続)

第4条 上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、任用を決定した場合は、会計年度任用職員任用通知書（様式第1号）及び労働条件通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(任用期間等)

第5条 会計年度任用職員の任用期間は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(解職)

第6条 管理者は、会計年度任用職員が次のいずれかに該当する場合は、任用期間中であっても解職することができる。

(1) 勤務実績が著しく不良な場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない

場合

- (3) 職の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- (4) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
(年次有給休暇)

第7条 会計年度任用職員に対して、管理者が別に定める基準に基づき、年次有給休暇を付与する。

- 2 前項の年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として付与する。
(年次有給休暇以外の休暇)

第8条 会計年度任用職員に対して、別表第1に定める年次有給休暇以外の有給休暇を付与する。

- 2 会計年度任用職員に対して、別表第2に定める年次有給休暇以外の無給休暇を付与する。
(給与等の支給日)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の給与、手当及びパートタイム会計年度任用職員の報酬(特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び当直勤務報酬を含む。)は、当該月の分を翌月10日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

- 2 会計年度任用職員の期末手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。
(社会保険等)

第10条 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49

年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第11条 会計年度任用職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

労働条件通知書

年 月 日

様

上天草市病院事業管理者

- 1 所 属
- 2 勤務場所
- 3 勤務内容
- 4 任用期間 年 月 日～ 年 月 日
(任用更新の有無・・・・・・・・
更新の基準・・・勤務成績、態度、経営状況)
- 5 勤務時間等
- 6 休 日
- 7 時間外の勤務
- 8 休日勤務
- 9 報 酬
- 10 報酬の支給日
- 11 賞 与
- 12 昇 給
- 13 退職手当
- 14 有給休暇
- 15 社会保険の適用
- 16 雇用保険等の適用
- 17 その他留意事項

次に該当する場合は、解雇することがあります。

- (1) 勤務実績が著しく不良な場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- (4) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

別表第1（第8条関係）

項	事由	期間
1	会計計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	管理者が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
4	会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
5	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

6	女性会計年度任用職員が 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間
7	女性会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
8	会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	会計年度任用職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過するまでの間における 2 日の範囲内の期間
9	会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において、5 日の範囲内の期間
10	会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	上天草市病院企業職員就業規程別表第 2 に規定する範囲内の期間

11	地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	原則として連続する 7 日の範囲内の期間
12	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
13	地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

別表第 2（第 8 条関係）

項	事由	期間
1	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	妊娠中の女性会計年度任用職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため請求した場合	必要と認められる期間
3	会計年度任用職員が生後満 3 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回各々 60 分。 ただし、通勤距離に応じ 120 分を上限と

		<p>する。(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分(通勤距離に応じ120分を上限とする。)から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
4	<p>女性会計年度任用職員が生理日の就業が著しく困難である場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
5	<p>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世</p>	<p>一の年度において子1人につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10</p>

	話をを行うことをいう。) のため勤務しないことが相当と認められる場合	日) の範囲内の期間
6	第 31 条第 1 項に規定する日常生活を営むものに障害がある者 (以下この項において「要介護者」という。) の介護その他の別に定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において 5 日 (要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日) の範囲内の期間
7	前各項に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める場合	その都度必要と認める期間

別表第 3 (第 9 条関係)

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 2 1 日